

広報 ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集課 電話(018876)代2100番
印刷所 湖東印刷所 電話(018876)2430番 一部5円
郵便番号 018-17 毎月1日・15日発行

人口と世帯

世帯数 3,942 世帯
人口 17,527 人
内訳 { 男 8,435 人
女 9,092 人

住民登録簿 (50年1月末日現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。



基礎コンクリートの打込みをはじめた開発センター

形をあらわした開発センター

〜待たれる完成の日〜

待たれて久しい開発センター、広城市町圏五城目体育館の起工式がおこなわれたのは、昨年の十一月十二日であった。以来突貫工事を続け、根掘り、配金、地中張り型枠立込みなどを終えて、一月十九日からはコンクリートの打込みがはじまっている。体育館の方は、地盤が思ったより柔らかく、ブルドーザー、バックホーなど重量の大きい機械で作業が出来ない部分もあり一部地盤改良しながら今杭打ち工事をすすめている。

つなみに社会体育を考えてみると、近代人の日常生活には欠くことの出来ない必要条件となっている。スポーツ活動のために必要とされるものには、自由な時間、仲間(グループ)の指導者、経費などが基本となつていくが、施設や用具もその目的達成のための必須条件のひとつである。その意味において、町民のために完成される体育館の意義は大きい。体育、スポーツは余暇の上になり立っているが、一般に休日を除いて昼間に利用する人口は限られてくる。従つて新しい体育館にスポーツ愛好者から要求されるものは、夜間でも十分な運動の出来るような設備の配慮であらうと思われる。

新体育館はその点おささ思はないと思うが、従来学校屋内体育館においては、夜間でも十分な運動が出来ような設備となることさか心もな、のが現状である。今後増々充実されるであろうところの屋外運動場は、勿論一層の照明施設設備の配慮が必要である。それが町民の利用度フル回転につながり、施設の目的を達成する最大要件ともなつてくるのではなからうか。

さて体育館の管理運営にあつては、使用料の徴集は是非論がある。公共の体育施設の利用者にはそれらの施設は税金によって建設され、運営されている立場のものが多い。だから施設の使用に当つて使用料の徴集するのは妥当でないとする意見と、施設は生業に類するといわれ、利用者には常に満足出来る状態を保つために、施設設備の整備に多額の経費が必要と十分ではないので、使用料の徴集は財政的な裏付け見もある。県立市立体育館、八郎潟ハイムなどは使用料の徴集制を採用している。これは自分の問題として町民のみならず社会ある毎に検討してもらいたいテーマである。いずれにしても日増しに形をあらわしてくる工事の屋形をみると、早くその雄姿をみたい胸の高なりを覚える。

険悪な空気が村を包む

△三十二年史▽

③

当時の混迷状態をよくあらわしているものに、面湯村の議会事務局長と庶務係は、工藤村長の自宅で執務するという異常さであった。議会の招集通知や告示は夜中に車で配付する状態では、議会の議事録が出来なかつた。

議会の開催日ともなると、議場に入りきれない傍聴者は、役場玄関の脇からはして屋根によじ登り、鈴なりに議会の風景をのぞくという状態であった。

S議員のおくさんは、自分の夫を心配するあまり議会開催中には二階議場の登口で、両手を合わせ神仏を拝みわが夫の無事を祈る姿は笑えない悲愴感があつた。

このようにして、合併にともなう対立が目増しに冷感を失い激しくなり、ある時は、議長の様子にコルケールのグンが置かれそれを知らない松田議長は白系のズボンを目立たせ、一幕も何日にもせまるなど険悪な空気が村全体を包んだ。

このような中で、五城目合併派はあくまで合併決議を強行しようとして、突如村議会を五城目町役場で開く旨を村長名で招集した。三カ町村派では、議長も開会の時開会町派では、一議長の招集は陰謀だ」と憤慨した。この日は、一日市町から一戸一人ずつ動員されたのをはじめとして、傍聴者は五百名を超える騒ぎとなり、会場はぐらぐらと揺られ階下の戸は開かなくなると言う仕度であった。もしも警官は館長次長を先頭に出勤したが、取捨がつかず再会することにして散会となつた。

青色申告宣言の町

昭和四十九年十二月二十七日

五 城 目 町

左の通り十二月定期町議会にて議決宣言されましたのでお知らせいたします。

記

決 議 文

税の完納と青色申告の宣言
総ての五城目町民は納税に対する認識を深め正しい申告を行うとともに期限内納税を励行すべきである。

よって本町議会は町政運営に重大な関連を持つ納税の義務についてこれを普及し併せてその意欲の高揚をはかり自主的に青色申告を行ひ納期内完納を強力に推進するため「税の完納と青色申告の町」を宣言する。
右決議す。

昭和四十九年十二月二十七日

五 城 目 町 議 会

宣言後の広報普及について

一、目 標

全町民に対し、税知識の普及と納税意欲の高揚に努め、自主的に次の事項を励行させ完全申告と納期内完納を推進する。

①個人経営工商業者は、青色申告制度により申告する。

②納税にあたっては、納税貯蓄組合を利用し納期内完納をはかる

③全法人は青色申告制度により申告する。

二、実施機関

五城目町、町商工会、町青申会
町納税貯蓄組合連合会

三、事業計画

目標を実現するため、実施機関が協力して次の事業を行う。

①完全青色申告対策

ア白色申告者の個別青色申告勧奨しよう。

イ記帳代行の充実による新規青申ウ記帳能力向上のための講習会開催

エ税理士による税務、経理相談の実施

②納期内完納対策

ア納税貯蓄組合の強化
イ組合未加入者の納税貯蓄、組合加入推進
ウ納税準備金庫の積立助行
エ振替納税制度の完全実施

③その他目的達成のための諸施策

所得税の申告はじまる

昭和四十九年分所得税の確定申告と納税の受け付けは二月十六日からです。確定申告をしなければならぬ人は、四十九年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除の合計額より多い人などで、期限は三月十五日までです。早目に申告と納税を済ませましょう。

なお納税には振替納税の制度を利用してますます大変便利です。

また申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談ください。

また申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談ください。

また申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談ください。

また申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談ください。

また申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談ください。

また申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談ください。

また申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談ください。

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施

才巡回個別指導の強化による記帳指導
カ税理士士の設置による自己監査の実施
キ経営指導員等による決算指導の実施



「カラ期間」も資格の通算になります

問：わたくしは十年間厚生年金に加入していたところある主婦ですが、夫が厚生年金に加入してしましましたので、国民年金には加入しませんでした。国民年金と通算老齢年金がもらえるときは安心していましたが、こんど夫が退職したと同時に厚生年金の脱退手当金をもらいました。脱退手当金をもらうと、厚生年金の加入期間が短くなるのですが、この場合、わたくしの通算老齢年金はどうなるのでしょうか。

答：二十歳から六十歳未満の人は他の公的年金に加入している人を除いて、すべて国民年金に加入することになっていますが、配偶者が公的年金に加入している人など一部の人は、国民年金への加入が任意になっています。そして任意になっている加入しな

税に不服のあるときは

納税者から税額の更正や決定を受けた後、財産の差押えを受けた場合などで、その処分が納得できないというときは「税務署に異議申立て」をすることができます。異議申立てに対する税務署の決定に不服があるときは、さらに「異議申立て」をすることができます。国税不服審判所は「審査請求」について、税務署とは関係なく中立の立場で審査し、納税者の不服を解決するところ。異議申立てや審査請求は、手続きが簡単で費用もかかりません。



重度身障者は自宅でも投票ができます

このたび、公職選挙法が改正され、身体に重度の障害があるため投票所に行けない人のために、郵便による不在者投票の制度が設けられ、三月一日以降に告示される選挙から自宅等で投票することができることとなりました。そこでこの制度を活用できる人や投票の方法をお知らせいたします。

一、郵便による不在者投票のできる人

◆この制度の対象になる人は、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を持っていない人で、その手帳に次の表にある障害が記載されている人達です。

▼身体障害者手帳	一級 二級
▼戦傷病者手帳	一級 二級 三級

心臓、じん臓、呼吸器

△郵便投票証明書の交付申請書記載例▽

郵便投票証明書交付申請書
公職選挙法施行令第五十九条の三の規定により郵便投票証明書交付を受けたので、必要書類を添え申請します。

昭和五十年二月十日
住所 選挙人名簿に記載されている住所
選挙人名簿に記載されている住所
生年月日 氏名 年 月 日

②申請書の氏名欄の氏名は、かならず自分で書くことになってい
ます。自分で書かないと無効に
なります。

③障害の部位が記載されていない
手帳を所持している人は、あら

特別項症
第一項症
第二項症
第三項症

このほか、障害の部位が記載されて
いない手帳(たとえば「脳出血による機能障害一級」等と記載されている手帳)を持って
いる人でも、その障害の部位と程度が右の表に該当すれば、対象
になります。

二、あらかじめすませておく手続

◆郵便投票証明書の交付申請

①郵便による不在者投票をするこ
とのできる人は、あらかじめ、
選挙人名簿の住所の選挙管理委
員会に対して、次のような申請
書に手帳を添えて申請してくだ
さい。

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、昭和五十年四月十三日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員一般選挙において、次の現在する場所郵便による不在者投票を行いたいため、同法施行令第五十九条の四第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所
昭和五十年 月 日
氏名
五城目町選挙管理委員会委員長殿

△投票用紙等の請求書記載例▽

請求

②請求書の「氏名」欄の氏名は、かならず自分で書くことにな
ります。自分で書かないと無
効になります。

③請求できる期間は、投票日の前
四日(たとえば四月十三日)の
行われる予定の知事と県会議員
の選挙の場合は四月九日の午
後五時までです。この期間を過
ぎてから到着した請求は無効に
なります。

④請求書の「現在する場所」の欄
には、実際に投票用紙に候補者
の氏名を書く場所を書いてくだ
さい。たとえば、その場所が自
宅の場合は、自宅の住所ですし
病院の場合は、病院の住所を書
くこととなります。住所は番地

はじめ町長に申出て、障害の部
位と程度を証明する証明書の交
付を受けてこの証明書を、郵便
投票証明書の交付申請書に添え
て申請してください。

◆郵便投票証明書の交付

①選挙管理委員会では、申請人が
郵便による不在者投票をすること
のできる人であると認めたと
きは、郵便投票証明書を郵送し
ます。

は、四年間でずから手帳にはさ
んでおくなどして、大事に保管
しておいてください。

なお、紛失したときなどは、直
ちに選挙管理委員会にお知らせ
ください。

三、投票の手続

◆投票用紙等の請求

①自分が登録されている選挙人名
簿の住所の選挙管理委員会に次
のような請求書に郵便投票証明
書を添えて請求してください。

まで正確に書いてください。

⑤住所と選挙人名簿の住所が異な
る人の場合

大部分の人は、自分の住所地の
選挙人名簿に登録されていますが
が、住所を他の市町村に移した
場合は、選挙人名簿の住所と住
民票の住所が異なります。

このような場合は、国の選挙の
投票はできますが、町の選挙の
投票はできません。

県の選挙の投票は、選挙人名簿
の住所と住民票の住所がどちら
も県内である場合に限りでき
ることになります。

このような人が、県の選挙の投
票をするとする場合は、投票
用紙等の請求書に、郵便投票証
明書のほか、住民票の住所の市
町村長から「引き続き県内に

住所を有する旨」の証明書をもち
らうて、これを添えて請求する
こととなります。

◆投票の方法

◆郵便投票用紙に候補者一
人の氏名を自分で書いて(自分
で書かないと無効になります)
これを内封筒に入れて封をし、
更にこれを外封筒に入れて封を
してこの外封筒の表面には次の
記載例のように書きます。

△投票用外封筒記載例▽

執行
昭和50年4月13日
秋田県知事選挙
郵便による不在者投票

(外封筒)
投票記載年月日 昭和五十年三月二十三日
投票記載場所 投票記載場所
右の年月日及び場所において自から投票の記載をいたしました。
投票者 投票者
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏
秋田県
選挙管理
委員会

②投票用紙の氏名は、かならず自分で書くことになってい
ます。自分で書かないと無効に
なります。

③この外封筒を更に適当な封筒(普
普通使っている封筒)に入れて
封をして「郵便投票在中」と明
記して、選挙管理委員会にかな
らず郵便で送ってください。郵
便で送らないと無効になります

四、その他注意していただきたい
こと。

◆手続きは早目

この郵便による不在投票の制度
は、その名称のとおり、手続の
大部分を郵送によって行われま
すので、あらかじめ、郵送期間

投票の秘密を侵害したりすると
罰せられます。

選挙人が投票の記載の準備に着
手してから、投票用紙を郵送す
るため、これを封入するまでの
間は、投票用紙に候補者の氏名
を代わって書いてやったり、ど
の候補者の氏名を書けなと指示
したりすると罰せられます(公
職選挙法第二百二十八条、投票
開封罪)、同法第二百三十四条
(選挙犯罪のせん動罪)……一
年以下の禁錮又は一万五千元以
下の罰金に処す)

親子体力づくり

明るく家庭のいしずえに

公民館では夫る一月十七日から一月三十一日までの間に、全町七カ所において親子体力づくりのつどいをおこないました。対象は親子ともども六百人でしたが、その関心度が高く、百%の参加率でした。

指導された講師は、県立体育館の嘉藤晋作先生、五城目町体育指導員の小玉紀子先生、それに八郎酒町体育指導委員の松田チエ先生、それに公民館職員の坂谷晃のみなさんでした。このたびは単に運動だけを主体にするのではなく、体力づくりの基礎理論について、スポーツのある家庭生活を営む方法親の運動能力や子供の体力の伸ばし方など、健康と体力の結びつきを学んだ。そして、体力づくりをするための栄養のとり方については、米の粉を中心とした料理の実技指導があり、フルーツプリン、チーズ入りむしカスターは受講生達に好評を受けました。

このようにして、運動の実技から、体力づくりの理論、体力維持の栄養の摂り方など総合的なつどいでしたが、当日の反省として、子どもの運動量は多いが、母親の運動不足が目立ちましたので、これを契機に機会ある毎に家族ぐるみの体力づくりを試み、親子の心のふれあう場として、明るく生活づくりの礎としてほしいとしております。



親子の心の

山の香も豊かな生活の知恵

去る一月十八日富津内東婦人会の生活工夫展が落合公民館で今年で二年目の工夫展が開かれました。婦人会員の中に「消費者教室」に参加している人が多いが、消費者意識を高めるための工夫の一つにひらかれたのもです。

去年は、PR不足のため会員の意識が不徹底になりよるこばれがあまりよくありませんでした。今年は、自分の力で指導者のいないながらも、となり近所話し合いの場を持ちながら大切な時間をただ遊ぶだけでなく、趣味をかねた手芸はもちろんだらぬ短歌まで出品されました。

去年はばく然とした出品展でしたが今年は本当に自分の生活に適した衣食住をとり入れたものばかり。衣類は古毛糸の利用はもちろん、余っている風呂敷の利用、食は大豆や山菜はお手のもの、町部の人にはみられぬ味のあるものがたくさん出品されました。特にグミ酒は大変めずらしく、まんじゅうも「かぼちゃの皮」を利用、山菜の料理等は本当に栄養を考えての技術向上が目を引きました。住は屋敷の中に松ボッタリの加工の花器、ナイロンのイチゴケースを小物入れにしたり、実生活に適したのが百七十点余り出品、自分たちの力で会場をつくり、かざりつけし、批評しあうみんなが和気あいあいとした楽しい一日をすごした。



公民館だより

町民講座で

心のつながりを喜ぶ

町民講座の「家庭料理」は昭和四十八年から町に住み職場に働く「就労婦人」を対象にして発足したのですが、今は家庭婦人も三分の一を占めています。

受講生も二十代から四十代と巾広く、当初の二十八人から四十六人とその数も年々増えています。町役場、団体職員、郵便局、病院、学校教員、給食調理員、保母さんなど出席率九十%、月一回計画をたてて毎月の献立を学習。

- ①今日の出会を大切に、街であつたらあいさつを
- ②家で必ずつくづくつみる
- ③うまく出来なかつたら何故?と疑問をもち工夫してみる
- ④大切な資料の保存

学級生の一人秋山美代さん(錦町)「二ヶ月に一回町に出てゆけばよいようなさみしい一人よがりな生活をしていたが、人との出合いでこんないろいろな事を話しあえる機会をあたえてくれて、感謝しています。私の考えも日常生活もほんとはとらえてきたといわれます。町民講座の日を指折り数えて待つています。



安売りバーゲン は期限切れのものが多し

去る二月二日から三日まで、公民館では、消費者生活展をおこないました。展示されたものは電気器具を主体に数多くありましたが、日常何気なく買っている生活品が、想像されないうようなカラクリの上になりかたっていることがわかりました。それは、角砂糖二〇ケ入り八〇〇円のもの、砂糖は三四九円、箱が四五一元となっておりかんじんの中味より箱代が高いものになっていました。かつお節も例外でなく、三〇〇円のものの中身が一〇〇三円で、容器が一、九九七円でした。何も言えないムジヤンしたとまどいを感じます。電気製品も値段が高い程性能がよいという保証はなくメーカーのネームバリューで買わされている実態がよくわかりました。

なお、二日後一時から、消費者生活モニターの草野宏子さんから、また統計上からみた本町の消費者物価の実態を石川企画課からそれぞれ発表され、四十名の会員達はむずかしい数字をながめながら真剣に取り組んでいました。二人の発表によりますます、安売りバーゲンは期限切れや、保存期間の過ぎたものが多い、お客の食生活の安全より、まず売り上げを伸ばそうとする商人根性がムキ出し、また五城目は物価が高いことで評判だが、年間を通してみた統計では、秋田市より常に安い値を保っていることがわかりました。モニターの発表内容についてに次の号に掲載いたします。



〈消費者教室〉

―物を大切に―
―物々交換しませんか

「物を大切に―する運動」の一環として限りある資源を有効に活用するために、押入の奥、タンスの底、戸棚の上隅でほこりをかぶった消費財に知恵を働かせ、生活の中遊費財やまだ使用できる品物にもう一度生命をよみがえらせ、生活の向上に役立てることを目的として、次の内容により用品の交換会をおこないたい。

①期日 二月二十二日(土)

②主催 五城目町教育委員会
五城目町産業課

③共催

五城目町婦人団体連絡協議会
町内若妻会 各種学級生
五城目町中央生活学校

④交換物資

衣類(おとな物、子どももの、幼児物)・自転車・本・靴・電気器具・塗物・玩具・履物・手芸品・袋物・布団皮・ザボンカバー・アルバム・お盆・花器・ネクタイ・食器・茶器・鍋物・調理用具・その他の遊休品

⑤備入

交換物資は受付原簿に番号住所氏名品物代価などを記入し、交換物資に個人で荷札に記入(住所氏名)し二月二十日午後五時三時まで公民館に持参すること。なお価格の不明な場合はあてで評価委員会が検討する

⑥代金

代金は、係りから出品者へ支払う。但し主催団体は売上金の一部割くらい手数料としてあつめ、団体の運営と事業費又は利益金を関係団体機関へ寄付することである。残品の未だ場合出品者にかえすか、次の交換会まであずかる。

「一人三点合いです」

老人の無料健康診
査をおこないます

このたび富津内、内川地区の六十五歳以上の老人を対象に、無料健康相談をおこなうことにしました。これは、老人が一般に有病率が高いにもかかわらず、社会的にあるいは経済的な理由から診療を受ける機会がはばまれていた場合が少なくない、早期治療ということからこの相談を実施するものです。老人クラブにあっては、クラブ

自体が各人の生活環境、健康状態までみられるような体制の確立を図り理出来るような体制の確立を図りクラブ未加入者については加入をすすめて、声をかけさせたいが、加入をすすめるはすべて診断を受けるようにしてください。なお診査券は各老人クラブ会長あて送付いたしますからその券を

持参しておいください。
一、日時 二月二十四日から二十八日
午前九時から十二時
二、場所 富津内診療所

戦没者等の遺族に対する

特別弔慰金の請求はお早目にどうぞ

戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第一〇〇号)が実施されてから、昭和四十七年改正法(昭和四十七年法律第三十九号)分の請求受付はかならずしも良好とはいえない現状であり、このまま推移すれば昭和五十年五月二十八日をもって完成する、時効により特別弔慰金を受ける権利を失なう遺族が少なからず発生することが憂慮されますので、未請求の方はこの機会を失って請求の権利を失うことのないようにしてください。

(参考)

昭和四十七年改正法概要

昭和四十七年四月一日以前に弔慰金を受ける権利を取得した遺族がいた場合において、昭和四十七年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、遺族が、公務扶助料等を受ける権利を有する者がなくなったとき、戦没者の配偶者(氏を改めなきに婚姻した妻等)、子、父母、孫、祖父、兄弟姉妹の順序による先順位者に特別弔慰金を支給する。

昭和四十七年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に弔慰金の受給権のみを取得した場合、戦没者の遺族に支給する。

があり、かつ遺族年金、公務扶助料等を受ける者がいたが、昭和四十七年三月三十一日までの間にすべて失権し、昭和四十七年四月一日において誰も受給権者がいない場合の戦没者等の遺族に支給する。

昭和四十七年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に弔慰金の受給権のみを取得した場合、戦没者の遺族に支給する。

なだれ事故の恐怖

毎年二月から三月にかけては、各地でなだれによる大きな被害が出ていく。昨年には豪雪のためひどく、山へ伐採に入った人がなだれにのまれて死亡したり、けがをしたり、一瞬のうちに莫山からとなだれで一家が雪にうまるといったような事故が相次いで発生しました。

一般に地面の傾斜が二十度位になるところから、なだれが発生しやすくなり、傾度が大きくなるにつれ、危険度が増してきます。高山の下にある住宅に住む人や山に入る人は、くれぐれも注意してください。
※スキー、登山などで危険地帯を行動するときは、暗れた日の午後などをつつと避ける。
※数人で山を歩くようなときは、かたまつて行動せず、ある程度間隔を置くようにはする。
※地形的に危険なところは、降雪中や降雪直後の行動を避ける。
※斜面を行動するような歩かないこと、とめて南面や南西面を歩かないこと。
※スキーや登山などで雪山へ行くときは、天気予報をよく聞いて行動する。
※若し不幸に足でなだれに巻き込まれたら、あわてず鼻や口から雪を吸い込まないようにはし、心掛も早く雪の外へ出るように心掛ける。

五城目警察署

二月二十三日

五城目町の生涯学習を
考える研究会を開催

今日における社会状況の変化の中で、教育に対する個人的社会的な要請が急速に高まっているため教育行政はたすべき役割はきわめて重要なものになってきています。このため、町民の全生涯にわたる生活に密着した生涯学習の望ましいすめ方を考えるとともに、これからの方向と課題を確認しながら、これらの視点から本町における生涯学習の核となる指導者等の研究集会を次の内容でおこないますので多数の出席をおねがいます。

一、主催

五城目町教育委員会、五城目町生涯学習を推進する町民会議

二、期日

昭和五十年二月二十三日(日)

三、会場

五城目町農協会館

四、対象

五城目町の生涯学習を推進する町民会議、町内小中学校教職員、PTA会長、青年会、若妻会、婦人会、老人クラブ、教育委員会、社会教育委員、文化財保護委員、委員、公民館運営協議委員、分館職員、生涯教育研究員、奨励員、協力員、保育所、幼稚園、部落会、各学級生、芸術文化協会、体育協会、企業

五、内容

①講演

「生活に根ざした生涯学習はどうか」

講師 東北大学教授 塚本哲人
②パネル討議
「生活に根ざした生涯学習はどうか」
うあればよいか」

③部会研究
第一部会「生涯学習と幼児教育」
司会者 石井 清次郎
助言者 中村 隆一
発表者 三浦 隆一
記録者 伊藤 トシ
第二部会「生涯学習と青少年教育」
司会者 金子 耕一
助言者 樋口 瑞芳
発表者 石井 五郎
記録者 小玉 勝博
第三部会「生涯学習と成人教育」
司会者 原田 啓誠
助言者 畑沢 啓実
助言者 本野 一治
発表者 小野 作二
記録者 小林 進
第四部会「生涯学習と高齢者教育」
司会者 渡部 雄一
助言者 佐藤 諒一
助言者 北嶋 諒一
助言者 原田 賢次郎
記録者 石川 昭一

3月 ごみ収集日

Table with columns for town names (町名) and collection days (1回 to 5回). Rows include towns like 希望ヶ丘, 野町, etc.

- 1 廃棄物は袋、標識のないものは収集されませんのて必ずづつけるようご協力下さい。
2 廃棄物を直接搬入する際は必ず焼却場へ前もって連絡してください。(電3958)
3 廃棄物一箇の大きさはリノ箱程度に定めておきますから守ってください。
4 廃棄物収集所には収集当日午前8時までに、ゴミを運り、お方は特に御願います。市場へゴミを運、る事は絶対やめるように願います。



おしらせ
定期結核予防接種
定期結核予防接種を次の日程により実施しますから必ず受け受けるようお知らせします。

献血ありがとう
宮城 利美 3 8
伊藤 直勝 2 5
実 14 8

ツベリクリン
五城目、面湯地区
馬場目、内川、富津内、大川地区
B C G
五城目、面湯地区
馬場目、内川、富津内、大川地区

石井 光雅 13
金子万子 2
八柳 勝己 18
千葉 哲郎 17
伊藤 信一 18

老人ホームによせられた
善意ありがとうございました
十二月十五日 みかん一箱おはぎ十一キロ、手踊の慰問
岩野婦人会代表 伊藤ハル

ヤング登場



カメラを手に

御成町 近江 竜子
「やま場のやら...」
いざカメラを手に構えてみると今までの何気なく押していたシャッターもなにかいろいろなことが頭に浮んで押しにくい、案の定最初の撮影では苦しいの作品ばかりでした。

人物には常にカメラを真正面に向け、「チーズ」といったところでもシャッターを押す、これで勝手にカメラが高級品であり、一家の財産であった頃と違い、昨今レジャーのためのアクセサリとしてカメラがあり、おとな、子供に関係なく誰れにでも簡単に扱れるのですから記念写真収集だけでなく、もっと変わった動きのある広い写真を集めてみようと思つた、まずは五城目町写真クラブの撮影会に参加してみました。
出発から帰るまで全コースすべてが写真になりそうでどこが

芸能発表交流
若見町宮沢杉林婦人会一行
代表 境田 セツ
一月二十八日 美容券片奉仕
南秋美容師組合 代表 島山三男
一月二十九日 中村 佐藤 邦彦
一月二十六日 清酒 二升
みかん二箱 赤飯
ぶどう液二升 その他

おわび

先々回の本紙善意銀行預託のお知らせの中で、次の方々の金額が間違っておりましてので、謹んで訂正しお詫申しあげます
正金 二万円 古川町 佐藤友治
正金 三万円 中村 石井兼夫
正金 二万円 五城目町ロケット
代表 今村方介
善意銀行五城目支店
五城目町社会福祉協議会